

別記第3号（森林法第10条の2第1項・第2項「開発行為の許可」関係）

開発行為の許可に関する標準処理期間
（変更許可申請を含む。）

区 分	標 準 処 理 期 間	
開発行為に係る森林の土地の面積が20ヘクタール未満の許可申請に係るもの（北海道森林審議会諮問案件を除く。）	総 期 間	30日（注：休日は含まない。）
	経由機関	—
	協議機関	10日（市町村長等協議）
	処分機関	20日（知事）
		[各振興局産業振興部林務課森林保全係・主査(森林保全)]
開発行為に係る森林の土地の面積が20ヘクタール未満の許可申請に係るもの（北海道森林審議会諮問案件に限る。）	総 期 間	80日（注：休日は含まない。）
	経由機関	—
	協議機関	60日（水産林務部長協議 森林審議会林地保全部会意見聴取 市町村長等協議）
	処分機関	20日（知事）
		[各振興局産業振興部林務課森林保全係・主査(森林保全)]
開発行為に係る森林の土地の面積が20ヘクタール以上の許可申請に係るもの（北海道森林審議会諮問案件を除く。）	総 期 間	50日（注：休日は含まない。）
	経由機関	20日（各振興局長）
		[各振興局産業振興部林務課森林保全係・主査(森林保全)]
	協議機関	10日（市町村長等協議）
	処分機関	20日（知事）[水産林務部林務局治山課]
開発行為に係る森林の土地の面積が20ヘクタール以上の許可申請に係るもの（北海道森林審議会諮問案件に限る。）	総 期 間	80日（注：休日は含まない。）
	経由機関	20日（各振興局長）
		[各振興局産業振興部林務課森林保全係・主査(森林保全)]
	協議機関	60日（森林審議会林地保全部会意見聴取 市町村長等協議）
	処分機関	（知事）[水産林務部林務局治山課]